

和泉市町会連合会規約

第1章 総則

(目 的)

第1条 本会は、和泉市政に係る良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

- (1) 和泉市政を市民に周知し、住民相互の信頼の育成と市勢の進展を図る
- (2) 市民の要望を市政に反映するとともに、行政と相連携し施策推進を図る
- (3) 地方分権の推進と住民自治の拡充を図る

(名 称)

第2条 本会は、和泉市町会連合会と称する。

(事務所)

第3条 本会の事務所は和泉市役所内におく。

第2章 会員及び構成

(会 員)

第4条 本会は、和泉市内に居住する住民をもって組織する町会又は自治会の代表者（以下「町会長又は自治会長等」という。）、当該小学校校区又は義務教育学校校区の町会長又は自治会長等の代表者（以下「校区会長」という。）及び地区会長をもって組織する。

2 前項の地区会長とは、小学校又は義務教育学校の校区を分割し、又は統合した地域の代表者をいう。

3 第1項の地区会長は校区会長会議において議決された場合に置くことができる。

4 第1項の地区会長は校区会長とみなし、当該者を定めた場合の当該地域に係る校区には校区会長を置かないものとする。

(会 費)

第5条 会費の徴収を必要とするときは、その金額、徴収方法等は、校区会長会議において決定する。

(入 会)

第6条 本会へ新たに入会しようとする町会長又は自治会長等は、当該町会・自治会の総会資料等の書面をもって、校区会長へ申請するものとする。

2 本会は、前項の入会申込みがあった場合には、正当な理由なくこれを拒んではない。

(退会等)

第7条 単位町会・自治会が本会の退会を希望する場合は、当該町会長又は自治会長等は総会資料等の書面をもって、校区会長へ申請するものとする。

第3章 役員

(役員の種類別)

第8条 本会に、次の役員を置く

会 長	1 人
副会長	4 人
会 計	1 人

(会計監査)

第9条 本会に会計監査を2人置く。

(幹事)

第10条 前第8条及び第9条に定める役員・会計監査以外の校区会長を幹事とする。

(役員の選任)

第11条 役員及び会計監査は、総会において校区会長の中から選出し、会員の同意を得るものとする。

2 会長、副会長、会計、会計監査及び幹事は、相互に兼ねることはできない。

(役員・会計監査及び幹事の職務)

第12条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 会計は、本会の会計を掌る。

4 会計監査は、会計及び資産の状況を監査する。

5 幹事は、本会運営について協議し、事務を処理する。

(役員の任期)

第13条 役員の任期は、1年（通常総会から翌年の通常総会まで。）とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(顧問)

第14条 本会に、顧問を置くこととし和泉市長及び和泉市議会議長を推薦する。

2 役員会の推薦があったときは、校区会長の中から和泉市町会連合会長の経験者を顧問に置くことができる。任期は1年（通常総会から翌年の通常総会まで。）とする。ただし、再任は1年までとする。

3 顧問は、会長の諮問に応え、本会の運営について意見を述べることができる。

第4章 総会

(総会の種別)

第15条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第16条 総会は、会員をもって構成する。

(総会の権限)

第17条 総会は、この規約に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を議決する。

(総会の開催)

第18条 通常総会は、毎年度決算終了後2ヶ月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 会員の1/5以上から、書面をもって会議の目的たる事項を示して請求があったとき。

(総会の招集)

第19条 総会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項第2号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から60日以内に臨時総会を招集しなければならない。

(総会の議長)

第20条 総会の議長は、その総会において出席した校区会長の中から選出し、会員の同意を得るものとする。

(総会の定足数)

第21条 総会は、会員の1/2以上の出席がなければ、開会することができない。

(総会の議決)

第22条 総会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 止むを得ない理由のため総会を開催できない場合は、書面をもって決議をすることができる。

3 次の各号に掲げる事情により、総会に出席できない会員は、他の会員を代理人として決議を委任することができる。

(1) 仕事、地域活動、冠婚葬祭等

(2) 本人又は同居家族の病気、療養等

(3) その他、会長が認める事情

4 前2項の規定により議決権を行使した会員は出席したものとみなす。

(会員の議決権)

第23条 会員は、総会において、各々1箇の表決権を有する。

(感謝状の贈呈)

第24条 町会長又は自治会長等が退任するときは、町会連合会長が感謝状を贈るものとする。

2 通算して3年以上町会長又は自治会長等の任にあった者及び本会の役員・会計監査又は幹事が退任するときは、会長が市長に申請し、感謝状を贈るものとする。

第5章 役員会及び校区会長会議

(役員会の構成)

第25条 役員会は、第8条で定められた者をもって構成し、校区会長会議に付議すべき事項を議決する。

(校区会長会議の権限)

第26条 校区会長会議は、この規約で別に定めるもののほか次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(校区会長会議の招集等)

第27条 原則として毎月開催し会長が必要と認めるとき招集する。

(校区会長会議の議長)

第28条 校区会長会議の議長は、会長がこれに当たる。

(校区会長会議の定足数)

第29条 校区会長会議は、校区会長の2/3以上の出席がなければ、開会することができない。

(校区会長会議の議決)

第30条 校区会長会議の議事は、出席した校区会長の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第6章 会 計

(事業計画及び予算)

第31条 本会の事業計画及び予算は、会長が作成し、総会の議決を経て定めなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、会長は、総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。

(事業報告及び決算)

第32条 本会の事業報告及び決算は、会長が事業報告書、収支計算書を作成し、会計監査を受け、毎会計年度終了後2ヶ月以内に総会の承認を受けなければならない。

(会計年度)

第33条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、3月31日に終わる。

2 本会の経費は、会費、市補助金及び寄付金その他の収入をもってこれにあてる。

第7章 規約の変更

(規約の変更)

第34条 この規約は、総会において出席会員の3/4以上の同意を受けなければ変更することはできない。

第8章 雑則

(備付け帳簿及び書類)

第35条 本会の事務所には、規約、会員名簿、収支に関する帳簿、その他必要な帳簿及び書類を備えておかなければならない。

(定めのない事項)

第36条 この規約に定めのない事項は、校区会長会議において審議し決定する。

附 則

この規約は、昭和32年4月1日から実施する。

附 則（昭和34年4月11日）

この規約は、昭和34年4月11日から適用する。

附 則（昭和37年4月15日）

この規約は、昭和37年4月15日から適用する。

附 則（昭和39年5月7日）

この規約は、昭和39年5月7日から適用する。

附 則（昭和45年5月14日）

この規約は、昭和45年5月14日から適用する。

附 則（昭和48年5月17日）

この規約は、昭和48年5月17日から適用する。

附 則（昭和51年5月18日）

この規約は、昭和51年5月18日から適用する。

附 則（昭和61年4月25日）

この規約は、昭和61年4月25日から適用する。

附 則（平成元年4月28日）

この規約は、平成元年4月28日から適用する。

附 則（平成15年4月26日）

この規約は、平成15年4月26日から適用する。

附 則（令和2年4月27日）

この規約は、令和2年4月27日から適用する。

附 則（令和6年5月11日）

この規約は、令和6年5月11日から適用する。